大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　府は、介護分野への参入促進を図るため、予算の定めるところにより、介護職員として雇用する職員に初任者研修または介護福祉士実務者研修（以下、「実務者研修」という。）を修了させた事業者に対し「大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金」（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和 45 年大阪府規則第 85 号。以下「規則」という。）及び「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（平成 26 年９月 12 日医政発 0912 第５号・老発 0912 第１号・保発 0912 第２号）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

（１）介護保険施設等

大阪府内に所在する下表の施設をいう。

施設名	根拠法令等
指定介護老人福祉施設	介護保険法（平成９年法律第 123 号。以下「法」という。）第 48 条第１項第１号に規定する施設をいう。
介護老人保健施設	法第８条第 28 項に規定する施設をいう。
介護医療院	法第８条第 29 項に規定する施設をいう。
指定地域密着型介護老人福祉施設	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。以下「基準」という。）第 130 条第１項に規定する施設をいう。
認知症グループホーム	基準第 89 条に規定する共同生活住居をいう。
養護老人ホーム	老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号。）以下「老人福祉法」という。）第 20 条の４に規定する施設をいう。
軽費老人ホーム	老人福祉法第 20 条の６に規定する施設をいう。

（２）被雇用職員

介護職員として雇用された者（日本国籍を有しない者については、在留資格「技能実習」「特定技能」「永住者」「特別永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」を有するものに限る。）をいう。

（３）初任者研修

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 22 条の 23 に規定する研修のうち、介護職員初任者研修課程をいう。

（４）実務者研修

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）第 40 条第２項第５号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において実施される実務者研修をいう。

（補助事業）

第３条　この補助金の補助事業、対象経費、補助基準額（上限額）及び補助率は、別表のとおりとする。

（補助事業者の要件）

第４条　補助事業者は、次の要件を全て満たす法人とする。

（１）介護保険施設等を運営する法人であること。

（２）運営する介護保険施設等又は当該施設に併設される、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第２条第２項に規定するサービスを行う事業所等に被雇用職員を従事させる法人であること。

（３）この補助金と同趣旨の他事業による補助金等の交付を受けていないこと。

（４）規則第２条第２号イ～ハのいずれにも該当しないこと。

（補助金の交付の申請）

第５条　規則第４条第１項の申請は、知事が別に定める日までに次に掲げる書類を知事に提出することにより行わなければならない。

（１）大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金交付申請書（様式第１号）

（２）大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金事業実施計画書（様式第１号－２）

（３）補助事業所要額調書（様式第１号-３）

（４）要件確認申立書（様式第２号）

（５）暴力団等審査情報（様式第２号－２）

（６）被雇用職員の雇用の状況がわかるもの（雇用契約書、労働条件通知書等の写し）

（７）受講する研修名、受講者名、研修受講料の総額及び日程が確認できるもの

（８）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第６条　知事は、第５条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

（補助金の交付の決定の通知）

第７条　知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を補助事業者に通知するものとする。

（補助の条件）

第８条　補助事業者は、補助金の申請時から補助金の額の確定を受けるまでの間に、規則第２条第２号イ～ハに規定する者に該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式第２号－３）により、速やかに知事に届出を行い、その指示を受けなければならない。

２　補助事業者は補助金にかかる証拠書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 10 年間保存しなければならない。

（補助事業の内容の変更）

第９条　補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合は大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金にかかる変更交付申請書（様式第３号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

２　知事は、前項の場合において、当該申請の内容を審査し、補助金交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、補助金の交付の変更を決定する。

３　補助事業が補助申請年度内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、補助事業者は、速やかに知事に報告のうえ、大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金にかかる廃止承認申請書（様式第４号）を提出し、承認を受けなければならない。

（補助事業の遂行）

第10条　補助事業者は、補助金交付決定の内容及びこれに附した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、補助事業を行わなければならない。

２　補助事業者は、補助事業の遂行上、必要があると認めて知事が指示した事項については、これを遵守しなければならない。

（検査等）

第11条　知事は、補助事業の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して遂行状況の報告を求め、又は帳簿書類等を検査することができる。

（実績報告）

第12条　規則第12条の規定による報告は、次の各号に掲げる書類を補助事業の完了日の翌日から起算して30日以内又は補助事業実施年度の翌年度の４月30日のいずれか早い期日までに、以下の書類を知事に提出することにより行わなければならない。

（１）大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金実績報告書（様式第５号）

（２）大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金事業実績内訳書（様式第５号－２）

（３）補助事業の所要額精算書（様式第５号－３）

（４）介護職員初任者研修または実務者研修修了証明書の写し

（５）研修受講料を事業者が負担したことが確認できるもの（領収書、振込明細等の写し）

（６）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付）

第13条　知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定の後、当該補助金を交付する。なお、補助金の額の確定にあたり必要があると認めるときは、補助事業者に対して帳簿類等の提出を求めることができる。

（補助事業にかかる実績調査等）

第14条　知事は、本事業を効果的に運営するため、補助事業者において実施する事業又は実施した事業について情報の提供を求めるとともに、効果検証のための実績調査等を行うことができる。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年4月1日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年12月７日から施行し、令和３年11月22日から適用する。

（経過措置）

１　この要綱の施行の際、現に改正前の大阪府介護分野への就労・定着促進事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の様式により提出されている書類は、改正後の大阪府介護分野への就労・定着促進事業補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の様式により提出されたものとみなす。

２　旧要綱の様式により作成した書類は、当分の間、所要の調整をした上で、新要綱の様式により作成した書類として使用することができる。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年12月18日から施行し、令和７年６月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

補助事業	対象経費	補助基準額（上限額）	補助率
以下の条件を満たす補助事業に対し、補助金を交付する。ただし、補助事業開始年度内に下記条件を満たす場合のみを対象とする。 〇補助事業者の負担により、被雇用職員に初任者研修または実務者研修を受講させ、修了させること。	補助事業者が負担した研修受講に要する経費（被雇用職員の雇用後に受講を開始し、申請年度中に支払いが完了した場合）	〇初任者研修 １人当たり 50,000 円 〇実務者研修 １人当たり 100,000 円 ・１施設当たりの上限は 200,000 円とする。 ・対象経費の実支出額が上限額を下回る場合は、当該実支出額を補助基準額とする。	３／４ ・補助基準額に補助率を乗じた結果、1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（様式第１号）

大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金交付申請書

令和　　年　　月　　日

大阪府知事　様

（補助事業者）
法人所在地
法人名称
代表者職氏名
施 設 名

標記事業を下記のとおり実施しますので、大阪府補助金交付規則第４条及び大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金交付要綱第５条の規定により補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

１　補助事業の目的及び内容

別紙事業実施計画書（様式第１号－２）に記載のとおり。

２　補助金交付申請額

（１）補助事業に要する経費　　金　　0　円

（２）補助金交付申請額　　金　　0　円

３　補助事業完了予定日　　令和　　年　　月　　日

４　添付書類

（１）事業実施計画書（様式第１号－２）
（２）補助事業所要額調書（様式第１号-３）
（３）要件確認申立書（様式第２号）
（４）暴力団等審査情報（様式第２号－２）
（５）被雇用職員の雇用の状況がわかるもの（雇用契約書、労働条件通知書等の写し）
（６）受講する研修名、受講者名、研修受講料の総額及び日程が確認できるもの
（７）口座振替申出書（様式自由）
（８）その他知事が必要と認める書類

（様式第１号－２）

大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金　事業実施計画書

（１）事業の目的及び内容

介護保険施設等で働く介護職員を対象に、働きながら介護職員初任者研修または実務者研修の受講を促し、資格取得と職場での実践を並行して行うことにより職員の資質向上及び定着促進を図る。

（２）申請者の情報

補助事業者（法人）名		
施設種別・施設名		
施設所在地		
担当者名		
連絡先	電話	
	Eメール	

（３）事業実施内容

人数	被雇用職員 氏名	在留資格 （日本国籍を有してない場合記入）	受講研修	研修受講期間 （見込み）	① 研修受講に 要する経費	② ①の上限額	③ ①と②を比較 して少ない額）
1				R　年　月　日から R　年　月　日まで	円	円	0 円
2				R　年　月　日から R　年　月　日まで	円	円	0 円
3				R　年　月　日から R　年　月　日まで	円	円	0 円
4				R　年　月　日から R　年　月　日まで	円	円	0 円
5				R　年　月　日から R　年　月　日まで	円	円	0 円
計					0 円	0 円	④補助基準額 （上限200,000円） 0 円

（４）補助金対象額

補助事業に要する経費　【①】	0	円
補助基準額　【④】【(様式第１号ー３)A】	0	円

（５）同意事項（確認後□にチェック）

□ 上記については、事実と相違ありません。
□ 本事業の実施にあたり、被雇用職員の個人情報を提出することについては、本人の同意を得ています。

（様式第1号－3）

補助事業所要額調書

（法人名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　（施設名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	補助基準額 （様式第1号－2）④　A	A×3/4 B	既交付決定額 C	1施設あたりの 補助金上限額 D	補助金申請額 （BとD-Cを比較して 少ない方） E
	円	円	円	円	円
大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金	0	0		150,000	0

（記入上の注意）

1　B欄にはA欄の額に補助率（3/4）を乗じて得た額を記入する（ただし千円未満は切り捨てとする）

2　C欄の「既交付決定額」とは当該年度に同事業で受けている交付決定額を指している
　※既交付決定額については、交付決定後にその額が下回る事象が発生した場合、変更交付申請書の提出を必ず行うこととする

3　E欄にはB欄及びD欄-C欄を比較して少ない額を記入する

（様式第２号）

要件確認申立書

大阪府知事　様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第４条第２項第３号の規定に基づき、大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを〇で囲んでください。

申　立　事　項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団、同法第２条第６号に規定する暴力団員、大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団密接関係者である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の２～６も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	（事業者においては、）次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記２～５のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。） ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
7	法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者である。	はい・いいえ
9	規則第２条第２号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第１５条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ
10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第２６条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意する。	はい・いいえ

令和　　年　　月　　日

法人所在地

法人名称

代表者名

※「１」～「８」で「はい」に「〇」を付けた場合及び「９」～「11」で「いいえ」に「〇」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

（様式第２号－２）

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第４条第２項第３号の規定に基づき、大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第２条第２号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第２６条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	氏名		生年月日				性別	住所（所在地）
	ｶﾅ（半角）	漢字	元号	年	月	日		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

令和 年　 月　 日

法人所在地

法人名称

代表者名

（様式第２号－３）

該当事項届出書

大阪府知事　様

私（当団体）は、大阪府補助金交付規則第２条第２号イ～ハに規定する次の各号のうち、第　号に該当する者となったので、本書面を届出ます。

１ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する「暴力団」をいう。）

２ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する「暴力団員」をいう。）

３　暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

４ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

５ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第４９条第１項に規定する排除措置命令又は同法第５０条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者

令和　　年　　月　　日

法人所在地

法人名称

代表者名

（様式第３号）

大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金にかかる変更交付申請書

令和　年　　月　　日

大阪府知事　様

（補助事業者）

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

施 設 名

令和　年　　月　　日付け大阪府指令福法第　　号により交付決定の通知があった標記補助事業の内容等を下記のとおり変更したいので、大阪府補助金交付規則第６条第１項第２号及び大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金交付要綱第９条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　補助金既交付決定額　　金　　円

２　変更交付申請額　　金　　円

３　変更内容

４　変更理由

（様式第４号）

大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金にかかる廃止承認申請書

令和　年　　月　　日

大阪府知事　様

（補助事業者）

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

施 設 名

令和　年　　月　　日付け大阪府指令福法第　　号により交付決定の通知があった標記補助事業の内容等を下記のとおり廃止したいので、大阪府補助金交付規則第６条第１項第３号及び大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金交付要綱第９条第３項の規定により申請します。

記

１　補助金既交付決定額　　金　　円

２　廃止理由

（様式第５号）

大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金実績報告書

令和　　年　　月　　日

大阪府知事　様

（補助事業者）

法人所在地

法人名称

代表者職氏名

施 設 名

令和　年　　月　　日付け大阪府指令福法第　　号により交付決定の通知があった標記補助事業を令和　年　　月　　日付けで完了しましたので、大阪府補助金交付規則第12条及び大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

１　補助事業の内容

別添事業実績内訳書（様式第５号－２）に記載のとおり。

２　事業の実績

（１）交付決定額　　金　　円

（２）補助事業実績額（補助事業に要した経費）　　金　0　円

（３）補助金所要額　　金　0　円

３　添付書類

（１）　事業実績内訳書（様式第５号－２）

（２）　補助事業の所要額精算書（様式第５号－３）

（３）　介護職員初任者研修または実務者研修修了証明書の写し

（４）　研修受講料を事業者が負担したことが確認できるもの（領収書、振込明細等の写し）

（５）　その他知事が必要と認める書類

（様式第５号－２）

大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金　事業実績内訳書

（１）事業の内容

介護保険施設等で働く介護職員を対象に、働きながら介護職員初任者研修または実務者研修の受講を促し、資格取得と職場での実践を並行して行うことにより職員の資質向上及び定着促進を図った。

（２）申請者の情報

補助事業者（法人）名		
施設種別・施設名		
施設所在地		
担当者名		
連絡先	電話	
	Eメール	

（３）事業実績内訳

人数	被雇用職員 氏名	受講研修	研修修了日	① 研修受講に 要した経費	② ①の上限額	③ （①と②を比較 して少ない額）
1			R　年　月　日	円	円	0 円
2			R　年　月　日	円	円	0 円
3			R　年　月　日	円	円	0 円
4			R　年　月　日	円	円	0 円
5			R　年　月　日	円	円	0 円
計				0 円	0 円	④補助基準額 （上限200,000円） 0 円

（４）補助金実績額

補助事業実績額　【①】	0 円
補助基準額　【④】【(様式第５号－３)A】	0 円

（様式第5号－3）

補助事業の所要額精算書

（法人名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（施設名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	補助基準額 （様式第5号－2）④　A	A×3/4 B	既交付決定額 （本申請以外） C	1施設あたりの 補助金上限額 D	補助金所要額 （BとD-Cを比較して 少ない方） E
	円	円	円	円	円
大阪府介護分野への就労・定着支援事業補助金	0	0		150,000	0

（記入上の注意）

1　B欄にはA欄の額に補助率（3/4）を乗じて得た額を記入する（ただし千円未満は切り捨てとする）

2　C欄の「既交付決定額」とは当該年度に同事業で受けている本申請以外の交付決定額を指している
　※既交付決定額については、交付決定後にその額が下回る事象が発生した場合、変更交付申請書の提出を必ず行うこととする

3　E欄にはB欄及びD欄-C欄を比較して少ない額を記入する